

売買取引条件

卸売業者名：鳥取県漁業協同組合

事項	内容
営業日及び営業時間	場内セリ開始時間 午前 5 : 30～ 市場公休日を除く
取扱品目	生鮮水産物及びその加工品
水産物の引渡しの方法	出荷者より直接受取り、セリもしくは入札により仲買業者に市場施設内で引渡し。
委託手数料その他の水産物の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額	委託者より收受する委託手数料は、卸売金額 100 分の 5 以内の率を乗じて得た金額とする。(税別)
水産物の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置に関する条例施行規則第 36 条に準じる
売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭(以下「奨励金」という。)がある場合には、その種類、内容、交付の基準及びその額	境港水産物取引精算株式会社の定めるところにより、仲買完納奨励金は買受金額に対し 0.2%